

平成 24 年 7 月 25 日戦略会議資料:福祉局

「障害」の「障がい」への表記の変更について

○「障害」の表記について、現在、大阪府では「障がい」大阪市では「障害」と表記しており混乱が生じていることから、今後、本市でも大阪府と同様に「障がい」に表記を統一したい(法律名称や固有名詞等についてはこの限りではない)。

※引き続き「障害」と表記するもの

- ・法令、条例、規則等の例規文書(ただし、制度・事業名称・組織名称について、法的拘束力を伴わない一般的な文書等においてはひらがな表記を基本とする)。
- ・団体名などの固有名詞・医学用語、学術用語等の専門用語
- ・他の文書・法令等を引用する場合、その他漢字表記が適当と認められる場合

○変更の時期は、市民への周知や実務面を考慮し、平成 24 年 9 月 1 日からとしたい。なお、変更は一斉に行うことなく、できるところから順次行いたい。

- ・組織名称 … 平成 25 年度から
- ・印刷物、帳票類 … 次期の印刷のタイミングから
- ・文書表記 … 平成 24 年 9 月 1 日以降

*表記の変更に伴い、福祉サービス等の事務管理を行っている総合福祉システム等の変更にかかる経費が見込まれる。

(参考)

○これまでの本市の考え方

- ① 障害当事者は、表記よりも障害者の自立と社会参加の推進施策を推進してほしいというのが大半の意見。
- ② 法律名称や慣用句の用語は「がい」に変更できず、「害」と「がい」が混在し、市民に誤解や混乱を招く。
などの理由から、これまで本市では漢字表記を変更していなかった。

本市では、障害のある方を「障害者」と一くくりで表現するのではなく、できる限り「障害のある人」と表現してきた。

○大阪府の状況

平成 20 年 3 月に「障がい」と表記することを表明。

○国の状況

「障がい者制度改革推進本部」において「障害」の表記について検討中。
今後、制度改革の集中期間内を目途に結論を得ることを目指すべきとされている。

平成20年3月7日
健康福祉部障がい保健福祉室

「障害」の「害」のひらがな表記の取扱いについて

目的

- 大阪府においては、障がいのある方の思いを大切に、府民の障がい者理解を深めていくため、マイナスのイメージが強い「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記する。

取扱いの原則

- 「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とする。

※引き続き、「障害」と表記する場合

- ・法令、条例、規則、訓令等の例規文書（ただし、法令や条例・規則・訓令等に基づき定義されている制度・事業・府の組織の名称について、法的効力を伴わない一般的な文書等において使用する場合は、ひらがな表記を基本とする。）
- ・団体名などの固有名詞
- ・医学用語・学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合
- ・他の文書や法令等を引用する場合
- ・その他漢字使用が適切と認められる場合

対象の文書等

- 原則として、平成20年4月以降、新たに作成・発出及び改定する文書等。（ただし、法令、条例、規則、訓令等の例規文書は除く。）

※なお、平成20年4月を待たずに、できるものからひらがな表記に改めていく。

実施機関

- 知事部局
- 行政委員会等に対しては、同様に取り扱うことへの協力を求める。